

【事例4】「お弁当コンクール」の実施による自立支援（児童養護施設）

1. 施設の概要

【施設種別】児童養護施設 【入所児数】52名

2. 取組の特徴

高校生になった子どもたちが、生活時間の変化や環境の変化に少しでも早く適応し、学校生活が円滑に送れるように、春休みを利用して学校までの通学指導や通学時間に合わせた起床など生活時間のイメージづくりを行う。その一環として高校生になるとお弁当を持つての通学となることから「お弁当コンクール」としてお弁当作りを行い、食生活の自立に向けた支援を行う。また中学生についても、部活動等でお弁当を持つていく機会も増えることから実施した。

3. 取組の概要

【目的】高校生が自分に必要な食事量を知り、お弁当に適した料理方法と衛生面に配慮したお弁当作りができるよう支援する。

【対象者】中学生、高校生

（平成20年3月の参加人数：高校生：3年2名 2年4名 1年4名 中学生：12名 計22名）

【担当者】栄養士（管理栄養士） 【連携協力者】子どもの担当保育士、児童指導員、調理員

【方法】管理栄養士、調理員等による個別指導

4. 実施内容・実施体制

- ・お弁当の材料と日程は、本人、担当者、栄養士の3者で話し合って決める。
- ・衛生管理には十分に注意し、やけどや怪我に気をつけホームの台所で行う。
- ・調理方法などは調理員にアドバイスをしてもらう。
- ・お弁当箱は各自の物を使用し冷凍食品の利用は2品までとする。
- ・出来上がったお弁当はデジタルカメラで写真を撮り、職員と試食をする。

5. 評価及び課題

- ・お弁当を作る事により食材に対する知識や調理にかかる時間も含めた調理技術などの確認ができた。また、作ったお弁当の味付けや詰め方などについて担当職員と話す機会ができ、日常では見られない子どもの一面を見ることができた。
- ・管理栄養士はお弁当の写真をもとに、食事のバランスや食品衛生について個別に話をする時間を設けることができた。そのような機会を通じて、子どもからの「お弁当の詰め方が難しかった」、「量が思ったより入らない」など、調理体験で得られた具体的な質問に対して、助言をすることができた。
- ・入所する子どもがこれまでの生活の中で体得した食に関する知識や調理技術などの確認をすることが可能となり、個別の支援に結びつけることができた。
- ・入所する子どもの食生活の自立支援を計画的に実施するために
 - ・年間計画をもとに年齢に相応した個別支援計画をたてる
 - ・食事の手伝い等で調理の体験不足を補う
 - ・食材などの情報の提供の方法や後片付け等、具体的な内容を取り入れることが考えられる。
- ・今後、「お弁当コンクール」以外にも、入所する子どもの食生活の全体を確認する機会を積極的に設け、入所する子どものみならず、職員自身も食に対して興味関心を持ち、共通認識が持てるよう、栄養士は継続的な働きかけを行う必要がある。

【事例5】「農業クラブ」による食農教育と栄養士の関わり（児童養護施設）

1. 施設の概要

【施設種別】 児童養護施設 【入所児数】 52名

2. 取組の特徴

数年来ボランティアと入所する子どもで構成した「農業クラブ」のメンバーが協働で、じゃが芋づくりを行っている。今年度は、「平成21年度 食農教育等推進協働委託事業」（群馬県）を受けて、夏野菜の栽培を通じた食農教育を発展させた。具体的には、自分たちで育てた野菜の成長過程を観察するとともに、栽培の経験から野菜の旬を知り、食材として日常の食事にとり入れた。このような取組は、自主的に何かをする習慣が身につけにくく、就労意欲がわからないといった課題の解決につながる事が期待される。

3. 取組の概要

【目的】 野菜の栽培を通し、入所する子どもの自主性と就労意欲を育む。また、栽培した野菜を使って料理をし、年齢にあった調理技術を習得するため支援する。

【対象者】 入所する子ども

【担当者】 児童指導員、栄養士（管理栄養士）

【連携協力者】 園長、児童指導員、保育士、給食担当者、ボランティア

【方法】 入所する子どもを対象に「農業クラブ」のメンバーを募り、栽培する野菜毎に班分けをし、それぞれが責任を持って野菜を育て収穫した。収穫した野菜は、給食材料としての利用や調理体験の材料としても使われた。

作業内容により個別、縦割り、年齢別などで対応を行った。

4. 実施内容

・群馬県が募集した「平成21年度 食農教育等推進協働委託事業」に申請することを前提に計画し、要望が受理された。

① 農業クラブメンバー募集・野菜別班分け・班長の選出

- ・入所する子ども（幼稚園生を除く）を対象に農業クラブを立ち上げメンバーを募った。
- ・栽培する野菜や担当する野菜などは、職員の助言をもとに自分たちで決めるなど、個々の自主性と責任感が持てる支援をした。

② 野菜の苗と野菜のクイズ

- ・子どもが栽培を希望した野菜の苗を準備し、どの野菜かを考えた。クイズ形式にすることで苗の特徴などを興味深く観察し、学校などでの栽培経験なども思い出しながら、成長した野菜の姿を想像し楽しむことができた。

③ 野菜の栽培、収穫

- ・水やり、除草などの作業は基本的には自主性にまかせた。担当する野菜を決めたことで水やり等を責任を持って行おうする様子も窺え、野菜の成長や畑の様子などを観察することができた。
- ・日々の水やりや除草作業は、農業クラブのメンバー以外に職員・ボランティアなどに協力してもらった。
- ・じゃが芋やさつま芋など収穫に時間のかかる作物の収穫は、園全体の行事として取り組んだ。

④ 流しそうめん、バーベキューなど行事食の材料として利用

- ・園の行事として毎年行っている流しそうめんやバーベキューに、収穫したきゅうりやミニトマト・なすなどの野菜を食材として利用した。

⑤調理体験

- ・収穫した野菜を利用し、年齢に応じた調理体験を実施した。
- ・食材の特徴や栄養の話も織り込み家庭的な雰囲気の中で経験することができた。

6. 評価方法

- ・農業クラブのメンバーを募った結果、高等養護学校に通う高校生や特別支援学級に在籍する中学生などの希望があったことは、就労支援にも繋がりよかったと思う。
- ・事前に「野菜の苗あてクイズ」を行い、野菜の苗や収穫できる野菜についての関心度を確認ができた。学校で栽培経験のあるミニトマトの苗の正解率は高く、蔓の有る無しや茎の色など特徴をつかんで観察、回答していた。
- ・日々の水やりでは、野菜の成長の観察とともに、畑の様子にも興味を持ち、雑草の伸びや生息する虫など観察することができた。
- ・収穫体験では、幼児も参加でき、収穫したその場でミニトマトやきゅうりを頬張り、普段は野菜嫌いな子どもたちも畑では美味しそうに食べていた。また、年齢が高くなると、野菜の日々の成長速度や収穫の時期などにも興味を示し、野菜の旬について実体験の中から話をすることができた。
- ・収穫した野菜を使っての調理体験では、年齢に合った経験と子どもがイメージする家庭的な雰囲気を取り入れた。調理中、一緒に食べる人への配慮や喜ぶ姿をイメージした会話もはずんでいた。自分たちが育てた野菜を使って調理し皆に振る舞うことで『美味しかった』『よくできたね』などの声をかけられ喜ぶ姿がみられた。
- ・今回の「平成21年度 食農教育等推進協働委託事業」の委託を受け、長年続けてきた食農教育を計画的に実施することができ、児童の自主性、就労への関わり、食教育など多方面での支援へと展開する契機となった。

7. 今後の課題

- ・食農体験を通して子ども達は、興味を示したことが自主的に体験できたことで意欲的に取り組むことができ、褒められることでプラスの経験を積み重ねることができた。自分が育てた野菜が料理として食卓に上がるまでの一連の工程を経験することで達成感を味わうことができた。
- ・今年度の取組は、子どもの自主性に任せての参加だったので、良い結果が見られたが、参加しなかった児童に対する支援を検討していく必要がある。
- ・今後、入所する子どもの食生活の自立支援をより積極的に実践するには、職員一人一人がその専門性を活かし多職種協働の関わりが必要であり、その中での栄養士の役割を考えていきたい。

【事例6】 高校生のための食生活自立支援プログラム（児童養護施設）

1. 施設の概要

【施設種別】 児童養護施設 【入所児数】 52名

2. 取組に至った経緯

高校を卒業し施設を退所した卒園生が、「生活用品はすべて準備してもらい自炊の道具は揃っているが、生活の中で食事をいつ作ってよいかわからない。」「ただ社会に送り出されても何をして良いかわからない」など、施設での集団の生活から、すべてを自分でやらなければならない生活環境の変化を受け入れられなかった事を話してくれたのがきっかけとなり、自立後の生活を視野に入れた食生活のより具体的な自立支援を計画的に行うことが必要と考えた。

2. 取組の特徴

高校生になると自立に向けての支援に際して、退所後の生活をイメージできるような方法が必要である。そこで自分自身の食生活を振り返り心身共に健康な生活を営むためのスキルを習得することを目的として、取組を開始した。

3. 取組の概要

【目的】 高校生が1日に必要な食事量を知り、献立作成ならびに食事作りを体験する事で社会に巣立つ際に自立した生活が営めるように支援する。

【対象者】 高校生（高校3年生：1名 高校2年生：3名 高校1年生：1名）

【担当者】 栄養士（管理栄養士）【連携協力者】 児童の担当者、児童指導員、調理員

【方法】 ・管理栄養士による個別対応

- ・日本栄養士会 全国福祉栄養士協議会が作成した「高校生のための『自立支援に向けた食育プログラム』（試作版）」¹⁾の実施

4. 実施内容

①事前調査：「献立作成（1日分）」－食事調査：3日間の食事内容の写真－

- ・自立して一人で生活を始めた時に「どんな食事をしたいのか」「なにを食べたいのか」を知るために、「なに食べたいシート」に朝、昼、夕の1日分の食事を記入する。記入時に、食べたい物の料理名がわからないなどの訴えがあったので、普段食べている食事をヒントに考えるようアドバイスをした。
- ・日頃食べている食事内容を知るため、3日間の食事を写真に撮ることを依頼し、それをもとにして食事をぬりえシートに記録した。

②1回目：「自分の食事を考えよう」－自分の1日に必要な食事量を知る－

- ・食事バランスについて『食事バランスガイドを使った「らくらくサポートマニュアル」』²⁾（以下「らくらくサポートマニュアル」と略す。）を活用して説明をした。
- ・身体状況、日常の身体活動状況によるアセスメント結果から各自に必要なエネルギー量を把握して、「適正チャート」（必要なエネルギー量に適合した料理区分のコマ数）を使い、該当する「ぬりえシート」を選択した。
- ・事前の取組で撮った3日間の食事の写真をもとに、ぬりえシートに記録した。朝食をほとんど食べずに登校していた子どももいたが、写真に撮った日は朝食を食べ、お弁当を作って登校するなどの変化がみられた。
- ・今後継続して行くための方法を話し合い：朝食は前日に献立の確認し、準備できるものはしておく、お弁当については、同じホームの高校生が当番制で作るなど、互いに話し合うことを勧めた。

③2回目「1日の食事をチェックしてみようⅠ」－何をどれだけ食べたらよいかを知る－

- ・前日に食べた食事と自分の適量との過不足を確認する。その結果、日常生活の中で、朝夕のみでも

施設の食事をとっていけば、食事のバランスはある程度とれると考えられるが、朝食をとらないと不足が生じやすいことを伝えた。また、具体的な例を示し、朝食の欠食を減らせるよう促した。

④ 3回目「1日の食事をチェックしてみようⅡ」 —実際の食事量が適切かを知る—

- ・前日に食べた食事の写真をもとに、「ぬりえシート」に記録する。
- ・朝食の欠食もなく、牛乳・乳製品、果物の料理区分も塗れていたのも、食事バランスの必要性を理解できているようであった。
- ・今回の食事支援が本児にとっては自分の食事を振り返る機会になり、自分の食事を改善しようとする様子が窺えた。

⑤ 4回目「1日の献立を立ててみよう」 —実際に立てた献立が適切かを知る—

- ・自立後、どのような食事をしたら良いか、これまでの支援を踏まえ1日分の献立をたてる。
- ・料理名や材料、料理方法などを確認しながらの献立作成となった。主食にパンや麺・ご飯を選び献立に変化をつけるなどの工夫が見られた。
- ・実際に調理をすることを想定し、調理器具や調味料等の確認を行った。
- ・食材の値段のイメージをもたせるために、新聞の折込みチラシを使って事前学習させたが、日頃買い物に行かないので限界があった。

⑥ 5回目「自分で料理して食べよう」 —実際に自分で食事を作り食べる—

- ・入所児童は、食料品の買い物の経験が少なく、スーパーに並べてある商品の配置が予想できなかったため、商品の配置や店内の案内表示の見方と、値段をよく見て選ぶことを伝えた。また、商品を選ぶ際に生鮮食品を先に選んでいたのも、冷蔵庫に入って売られている食品は、後から選ぶと鮮度が落ちないことを伝えた。
- ・自分の立てた献立を実施するための材料の購入は、真剣に材料を選び、値段や消費期限等もしっかり確認することができた。
- ・料理をする際の留意点として、予め献立作成の時に、料理の手順について細かく話し合っていたので、食材の切り方などを途中個々に指導する必要はあったが、その他は問題なく後片付けまでできた。
- ・ホームの台所を使っての調理実習だったので他の子どもも興味をもち、低年齢児の食に対する意識付けにもなった。

⑦ 指導終了時「食事バランスガイドクイズ」 —理解度の確認—

5. 評価及び課題

- ・自分の食事について事前にデジタルカメラを用いて写真に撮ることにより、喫食状況や食事量を知ることができた。→指導により欠食や食事バランスなど気をつけるようになった。
- ・施設退所後は、慣れない生活環境に加え、社会人として暮らしていかなければならないことから、退所までの高校生活の3年間を自立への準備期間として考え高校生を対象に実施したことは、プログラム終了後も継続的な支援につながった。
- ・今後、入所する子どもに関わる職員一人一人が共通の認識をもち、栄養士を中心として、心身共に健康な日常生活を営むための食生活の自立を支援する計画を、入所児童の状況に合わせて立案し、実践することが大切である。

(参考文献)

- 1) 社団法人日本栄養士会全国福祉栄養士協議会 高校生のための「食生活自立支援に向けた食育プログラム」(試作版); 2009
- 2) 社団法人日本栄養士会全国福祉栄養士協議会監修 「食事バランスガイド」を使ったらくらくら食生活サポートマニュアル、社団法人日本栄養士会; 2007

【事例7】多職種連携を図るための取組について（障害児施設）

1. 施設の概要

【施設種別】 障害児施設（公立、就労移行支援施設、対象児：知的障害児）

【入所児数】 定員 60 名

2. 取組の特徴

管理栄養士が食事場面に入ることが位置付けられてなかったり、個別支援計画の食事や健康において、管理栄養士が協働者として関わるシステムとなっていなかったため、管理栄養士が他職種と連携して栄養支援を実践していくために取組を進めた。

3. 取組の概要

【目的】 管理栄養士が多職種と連携して取り組むことができる土壌を整備していく。

【方法】 管理栄養士の専門性を他職種に知ってもらうための取組を展開しながら、同時に個別の栄養支援のケースを通して連携する機会を重ねていく。

3. 実施内容

① 管理栄養士の専門性を知ってもらう取組 ＝「栄養アセス・支援プラン」*の作成＝

（*当施設で作成した名称したものである。）

【目的】 管理栄養士自身が、専門領域とする食事摂取量、食行動、嗜好、栄養状態（身体特性）等について、施設の入所児の実態を把握し、栄養支援に取り組むことで栄養改善に結びつける。

【対象者】 入所児全員

【担当者】 管理栄養士 【連携協力者】 園長、調理師及び調理員

【内容】 ・施設の食事場면을毎日観察し、個々の利用児の食事摂取量・食行動・嗜好等や食事提供内容の妥当性について評価をする。

・栄養ケア・マネジメントが本格的に導入される以前だったため、施設独自の簡易な「栄養アセス・支援プラン」を作成。担当者から個別支援計画の説明時に保護者に同様に配布してもらった。

【効果】 ・管理栄養士が食事場面に入ることによって、利用児の食事状況を把握することができ、個別評価や支援につながっただけでなく、食育を進める機会ともなった。

・「栄養アセス・支援プラン」の内容に関しては、修正を要する点は多くあったが、他職種から「がんばってるね」と声をかけられたり、保護者から「管理栄養士さんの資料はすごいですね」という声を聞いたと担当者から報告を受けたり、管理栄養士の専門性を知ってもらう機会となった。また、ケース会議や引継ぎの資料としても利用されるようになった。

② 管理栄養士の専門性が発揮可能な取組への参画 ＝お弁当作りへの参画＝

【目的】 施設における従来の栄養や健康に関する取組において、管理栄養士が関わることで、連携の機会を増やしていく。

【対象者】 自立訓練対象者 【担当者】 管理栄養士 【連携協力者】 自立訓練棟担当者

【内容】 ・自立訓練対象者 2 名 1 組にて連続 5 日間（月～金曜日）、年に 1～2 回、お弁当作りを実施している。（対象者 10～20 名/年）従来は、管理栄養士の役割は材料の準備の

みだった。

- ・献立や事前学習について、管理栄養士への相談が来るようになったのを機に、管理栄養士も事前学習の計画・実施に積極的にかかわるようになった。
- ・お弁当作りを実施する前の週に、2名1組で40分程度の事前学習（ポイント、注意事項、前日準備、当日の流れの確認、手順書等について）を行った。

- 【効果】
- ・自立訓練棟担当者より、事前学習が充実したと評価を受け、管理栄養士に取組の効果を知らせるために、お弁当作りの様子を写真に収め伝達してくれた。
 - ・写真をまとめ、帰省時に家庭に持ち帰ってもらうと、保護者からも「うちの子がこんなことができるのか」と好評だった。
 - ・管理栄養士が施設における「食」に関する取組に積極的に参画することで、他職種と連携を図ることにつながった。

4. 今後の課題

管理栄養士の専門性を知ってもらうこと、また、個別の栄養支援に取り組むことで、連携を図る機会が少しずつ増え、多職種で取り組む土壌が整備されてきた。さらに、平成21年度より栄養ケア・マネジメントが本格的に導入されたことで、他の職種との連携が図りやすい環境にはなってきた。しかし、栄養ケア・マネジメントを成功させるためには、多職種が日常的な業務や取組の中で食や健康の重要性を感じ、栄養改善の意義が大きいという認識を共通に持つことが欠かせない。そのためには、情報を共有できるケース会議や勉強会等の充足をはかり、管理栄養士も参画できるようなシステムの構築が今後の課題となる。

【事例8】施設内におけるチームアプローチの例（障害児施設）

1. 施設の概要

【施設種別】 障害児施設（公立、通園施設 診療所機能を併設）

【通園児数】 定員：知的障害児 30人・肢体不自由児 40人

2. 取組の特徴

開設当初より、管理栄養士も療育スタッフとして、直接子どもと関わりながら管理栄養士業務を展開してきた。子どもを総合的に捉えることで、管理栄養士自身の視野が広がり、他職種との共通の基盤が形成されていった。また、個別で子どもと関わる機会が増えたことで、多職種と連携を図る機会が日常的となっていた。

3. 実施内容

①初回新患評価

【目的】 初回新患評価において、摂食・嚥下障害児の評価をより適切なものとする。

【対象者】 摂食・嚥下機能に課題を有する子ども

【担当者】 管理栄養士 【連携協力者】 言語聴覚士（以後ST）

【内容】 ・主にSTが口腔機能及び摂食時の姿勢等の評価を行う。
・管理栄養士が食事形態・内容・摂取量・食事リズム等を評価する。

【効果】 ・合同で評価を実施することで課題が明確となり、適切なプランの作成につながった。
・こうした評価体制をとることで、通園開始時から子どもたちに適切なレベルで食事を提供することができるようになった。

②ケースカンファレンス

【目的】 子ども取り巻く関係者すべてが課題や目標等を共有することで、一貫した療育や支援、連携体制を築き、子どものより良い発達を促す。

【対象者】 通園児全員

【構成員】 ・施設内の関係職員（医師、看護師、臨床心理士、保育士・児童指導員、理学療法士（以後PT）、作業療法士（以後OT）、ST、管理栄養士）

・保護者

・地域関係者（保健師、地域療育・幼稚園・保育所に並行通園している場合は各々の関係者）

【内容】 関係者による療育内容及び方針検討会議。管理栄養士は栄養ケアに関わる情報を提供する。

【頻度】 個々の子どもに年に2回実施され、週に約3回はカンファレンスがある。

③食事（昼食とおやつ）場面での関わり

【目的】 通園する子どもの摂食状況を把握し栄養評価を行う。

【対象者】 通園児全員 【担当者】 管理栄養士

【内容】 管理栄養士も食事場面を見るだけでなく、実際に子どもの食事介助を行い、保護者や担当保育士からの情報を得ながら栄養評価を行う。なお、直接介助は、ポジショニングや与え方の

研修や指導を受けた後に行う。)

- 【効果】
- ・直接食事介助を行うことで、食事形態や食事量等が適切であるかがよく把握でき、調理員への調理の指導や献立に反映することができた。
 - ・保護者への個別支援が充実した。
 - ・管理栄養士が食事場面に直接参画することで、新たに生じた課題に関しても、早急に関係担当者と連携をとることでき、早めの対応が可能となった。

④「食事形態一覧表」の作成

【目的】 個々の障害に応じた食事提供の実践をすすめる中、食事形態や内容のバリエーションが複雑となったため、「食事形態一覧表」を作成することによって、他職種にもわかりやすいものとする。

【担当者】管理栄養士 【連携協力者】言語聴覚士

【内容】 口腔機能のレベルと食事形態のレベルに整合性をもたせ、段階付けた（表参照）。

食事形態一覧表

〇〇県立〇〇〇〇〇

	摂食・嚥下機能	食事形態・レベル	備 考
A-1	重度の嚥下障害 経口摂取不可	経管栄養(経腸栄養剤)	
-2	重度の嚥下障害 経口摂取不可	経管栄養(流動食を含む)	
B-1	中等度の嚥下障害G1 (直接的嚥下訓練1)	経管栄養+若干量の経口訓練食(味覚的経験)	経口訓練食(糖質中心)
-2	中等度の嚥下障害G2 (直接的嚥下訓練2)	経管栄養主体+補助的経口栄養	経口食品の内容制限の検討
-3	中等度の嚥下障害G3 (直接的嚥下訓練3)	経口栄養主体+補助的経管栄養	
C-1	嚥下・補食機能獲得期(離乳食対応)	離乳食(初期)	月齢 離乳食開始時期等による
-2	嚥下機能獲得期	ペースト食	
-3	補食機能獲得期	粒ありペースト食	
-4	補食～押しつぶし機能獲得期	粒ありペースト+押しつぶし食(一部)	すりつぶし粥、一部刻み食等の個別対応含む
D-1	押し潰し機能獲得期(離乳食対応)	離乳食(中期)	月齢 離乳食開始時期等による
-2	押しつぶし機能期	押しつぶし食	
-3	押しつぶし～すりつぶし機能獲得期	押しつぶし食+すりつぶし食(一部)	
E-1	すりつぶし機能獲得期(離乳食対応)	離乳食(後期)	月齢 離乳食開始時期等による
-2	すりつぶし機能獲得期	すりつぶし食	
F-1	すりつぶし機能～咀嚼機能の獲得期	幼児移行食	粗刻み食等
-2	咀嚼機能安定期	幼児食(普通食)	

- 【効果】
- ・指標ができたことで、他職種と連携が図りやすくなった。
 - ・管理栄養士自身も食事形態における口腔機能レベルが理解しやすくなった。

⑤ダウン症児外来療育教室

【目的】 ダウン症児とその家族に対して、早期療育支援を行うことで、ダウン症児の発達を促すとともに、家族が安心して子育てができるようにする。

【対象】 歩行未獲得のダウン症児とその家族

【構成員】 医師、看護師、臨床心理士、保育士・児童指導員、PT、OT、ST、管理栄養士、調理員

【内容】 ・ 午前は親子遊び、昼食(給食とお弁当と交互)、午後は保護者学習会。
・ 外来当日の問診であがった課題や保護者からの相談内容については、各関係職員に振り分けられ、教室終了時までにはアドバイスをする。
・ 各職種が適切な支援ができるよう、当日は、参加スタッフでランチミーティングを持ち、情報を共有する。

【頻度】 1回/月

【意義】 乳幼児期のダウン症児においては、運動機能とともに、食事に関する相談は多く、管理栄養士の果たす役割も重要となる。

⑥発達障害児（広汎性発達障害児や自閉症児等）グループの食事（給食）場面

【目的】 幼児期の発達障害児においては、食に関して様々な課題がみられる。例えば、極端な偏食や強いこだわり(食べる順番、食器の配置、食事の温度、食感など)、食べ方(道具が使えず手づかみ食べのみとなる、反対に手づかみ食べができないなど)、着席して食事をとることができないなどの状況に対して、多職種で連携して対応することで、課題を整理し、家族が子育てしやすい環境をつくる。

【構成員】 臨床心理士、保育士、OT、管理栄養士

【内容】 週1回通園時の食事(給食)場面において、食事準備から後片付け、歯磨きまでの一連の流れに管理栄養士も他職種と同様に参画する。また、食事場面の環境設定を考慮する(例:ごはんは暖かい状態で食べられるよう炊飯ジャーに入れて配膳し、教室で子ども達が自分の分をよそう。要求の表出につながるよう、副食の盛り付けは少なめにし、おかわり分を設けるなど)。

【意義】 管理栄養士としても、臨床心理士や保育士、OTと一緒に食事場面に入ることにより、発達障害児の特性(コミュニケーション障害や感覚面の特異的な課題等)の理解がすすみ、適切な評価、栄養ケアプランが提示できるようになる。

4. 今後の課題

実践を通して管理栄養士としての専門的役割をさらに拡げていくとともに、管理栄養士が他の職種と連携を図りながら栄養改善を進めることで、他の職種内に、管理栄養士が専門領域とする食事や栄養に関すること(食事内容、摂取量、食事形態、調理法、生活(食事)リズム、栄養状態(体格)等)への問題意識が高まり、さらなるチーム連携において管理栄養士の関与の幅(役割)が拡がり、栄養改善における多職種連携が日常的なものになっていくことが望まれる。

【事例9】対外的なチームアプローチの例 巡回療育相談事業（障害児施設）

1. 施設の概要

【施設種別】 障害児施設（公立、通園施設 診療所機能を併設）

【通園児数】 定員：知的障害児 30人・肢体不自由児 40人

2. 取組の特徴

当施設では、地域療育教室（市単位で運営。従事者：臨床心理士や保育士）へ巡回療育相談事業（以後地域派遣）として、当スタッフ（PT、OT、ST、管理栄養士等）を定期的に派遣し、地域における療育活動を支援している。そこで、管理栄養士も施設外の地域療育教室従事者、地域関係者や家族と連携を図りながら栄養改善に取り組んだ。

3. 取組の概要

【目的】 地域療育教室における食べることに課題を持つ障害児（摂食・嚥下障害児や発達障害児等）に対して、地域療育教室従事者・地域関係者・家族と連携を図り、家庭や療育教室における取組について協議検討、実施することで栄養改善を図っていく。

【対象者】 地域療育教室通園児とその家族

【担当者】 管理栄養士 【連携協力者】 当施設ST、地域療育教室従事者、地域関係者

【方法】 管理栄養士の地域派遣においては、派遣頻度や当日の評価時間の兼ね合いから、事前に、当日の栄養相談対象児（6～10人）のプロフィール（発達状況、性別、年齢、身体特性、身体活動レベル）や食事記録、相談内容等を送付してもらい、事前評価を行い、栄養相談簡易資料を作成する。派遣当日は、対象児に対して個別での聞き取り、食事摂取状況のチェックにより、栄養評価を実施、関係者でカンファレンスを持ち、栄養改善計画について協議検討を図る。

頻度：7療育教室、1療育教室につき2～3回/年（教室の希望により年度毎に変わる）

4. ケース事例

主訴：経鼻胃経管栄養が中心で離乳食が進まない（離乳食を嫌がって食べない）。

地域医療機関等で離乳食の進め方について、具体的なアドバイスを受けていない。

対応：初回面接時、本児は、経鼻胃経管栄養中心で、嘔吐が見られ、口腔内の過敏性も強く、離乳食が進まない状況だった。当施設STと管理栄養士、地域療育教室の臨床心理士、町の保健師・管理栄養士五者で支援チームを結成。町の保健師・管理栄養士は、家庭訪問を実施し、訪問指導内容については、電話・FAXにて当施設ST及び管理栄養士に報告をし、密に連携を図った。当施設ST及び管理栄養士は、派遣時（STは毎月・管理栄養士は年2回）に再評価を行い、方針を関係者で確認しながら取組を進めた。その際、地域医療機関の主治医には、文書にて経過報告を行い、指導方針を確認していった。取組開始後、スプーンへの拒否が強いため、代替としてスポイドやコップ（薬杯）等を使用することで、ペースト状のものを若干量摂取することができるようになった。

対応後経過：徐々に経口摂取量が増えることで、経腸栄養剤の注入量を減らすことができ、保育所入園前には、水分のみ注入に依存していた。保育所入園後もしばらくは、水分摂取を注入に頼っていたが、本児が他児との違いを意識することがきっかけとなり、保育所入園後の夏には、チューブを完全抜去することができた。

5. 今後の課題

地域派遣において、食べることに課題を抱える子どもたちのより望ましい食生活について検討を重ねる中、地域スタッフや機関との連携という新たな方向性や課題が生まれた。今後、地域派遣において、地域スタッフや関係機関との連携を重ねることで、「食べる」ことに課題を抱える子どもたちへの課題や関わり方が理解され、子どもたちが生活しやすい地域形成につながっていくことが期待される。

【事例10】対外的なチームアプローチの例 ST・管理栄養士合同外来（障害児施設）

1. 施設の概要

【施設種別】 障害児施設（公立、通園施設 診療所機能を併設）

【通園児数】 定員：知的障害児30人・肢体不自由児40人

2. 取組の特徴

卒園後のフォローとして、ST・管理栄養士合同外来にて摂食・嚥下障害児に対して、特別支援学校（養護学校）と家庭と連携を図りながら栄養支援を実践した。

3. 取組の概要

【目的】 摂食・嚥下機能に課題を持つ卒園児の栄養改善を図る。

【対象者】 卒園児とその家族

【担当者】 ST、管理栄養士【連携協力者】 特別支援学校教諭

【方法】 月1回の頻度で、ST・管理栄養士合同外来にて栄養支援を継続する。

4. 実施内容

ST・管理栄養士合同外来において、食べる機能を評価するために、保護者に食べ物を準備してきてもらった。そのことで、家庭の食事形態や食事量の評価が可能となり、市販のお弁当でも再調理の仕方によって適した食事形態になることを示すことができた。また、特別支援学校との連携を図るために、特別支援学校担当教諭の合同外来へ同伴、外来指導時の映像（写真やビデオ）や文書による学校への伝達、学校給食場面のビデオ記録の評価等の取組を工夫した。

5. ケース事例

主訴：特別支援学校へ入学後も食事に関すること（与え方や食事形態、経口摂取量、注入量、水分摂取量等）について継続してフォローしてほしい。

経過：・11か月から通園開始。

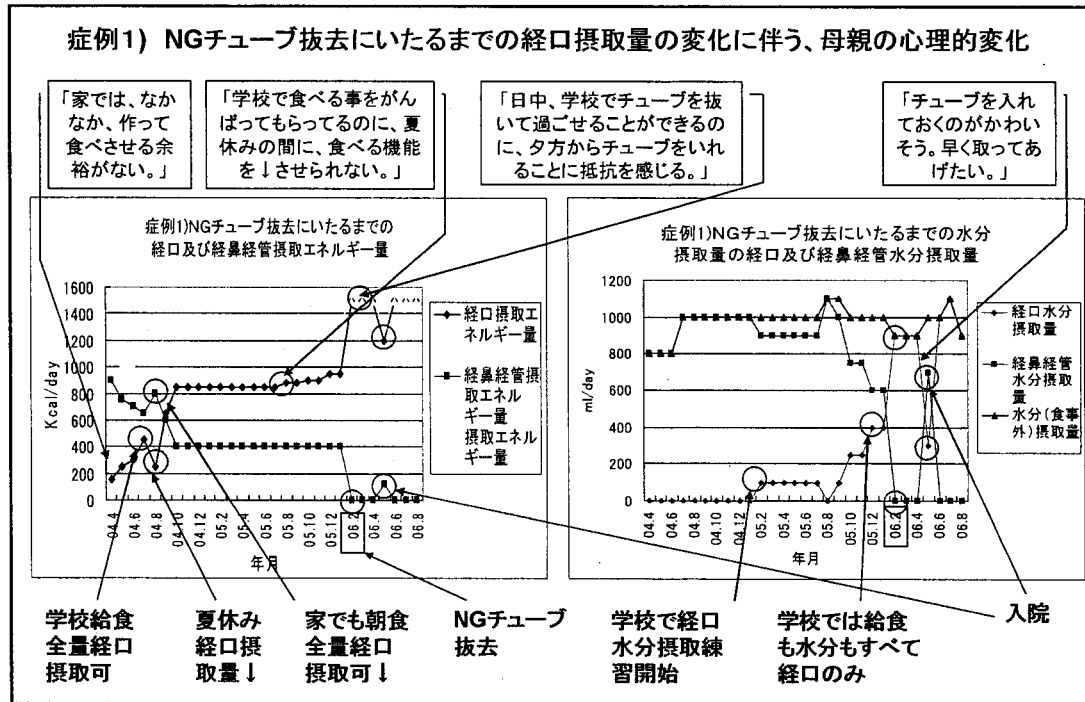
- ・4歳7か月時までは、体調によって、食事形態（「ペースト食」～「押しつぶし食（粒まじり）」まで）を調整しながら、経口にて摂取できていたが、嚥下造影検査を実施、誤嚥が認められたため、完全経鼻胃経管栄養となる。
- ・4歳10か月～体調の安定傾向を機に、若干量からの経口摂取訓練を開始、徐々に経口摂取量が増える中、幼稚園との並行通園を経て、特別支援学校へ入学となる。

対応：・特別支援学校入学後は、ST・管理栄養士の合同外来にて栄養支援を開始した。

- ・摂食・嚥下機能や学校における経口摂取量の変化に伴い、STは、摂食・嚥下機能の評価、姿勢、介助方法等の指導を、管理栄養士は栄養アセスメント（身体計測、経口摂取量・内容、経腸栄養剤注入量、水分摂取量、食事形態等）を実施し、次回外来までの間の栄養ケアプランを提示した。また、調理方法の指導も随時行った。
- ・特別支援学校入学後、2年5か月間に、外来指導回数21回、その中で、特別支援学校の担当教諭の同伴4回、学校給食場面のビデオ評価3回を実施した。

対応後経過：入学後まもなく学校での給食が全量摂取可能となり、1年生の3学期には、学校給食の形態も「ペースト食」から「極刻み食」にアップした。その後、学校では水分もトロミをつけることで経口のみにて摂取可能となり、2年生の3学期(1月)からは、チューブを抜去して通学(帰宅後チューブ挿入)、その1ヵ月後には、家庭でも経口摂取全面可能となり、NGチューブ完全抜去に至り、経口移行ができた。

この図は、NGチューブ抜去にいたるまでの経口摂取量の変化に伴う母親の心理的变化を示す。



家庭において本児用の食事を作る手間や食事介助にかかる時間等から、チューブ栄養に依存的になりかけていた母親だったが、三者で連携を図りながら取り組むことで、母親の気持ちに変化をもたらし経口移行が可能となった。

6. 今後の課題

- ・保護者・特別支援学校教諭・S T・管理栄養士の四者が課題を共有し、連携することで、実施可能な具体的な取組の指標が提示できた。また、学校を巻き込んだ継続した取組が、母親の理解や心理的变化を引き起こし、栄養改善を有効にすすめることができた。
- ・摂食・嚥下障害への栄養支援を円滑に進めていくためには、常に生活レベルを想定し、総合的な評価や支援が必要であり、そのためには生活の場である家庭や関係機関(特別支援学校)との密接な連携の必要性を再確認し、今後も継続の必要性を感じた。

参考資料 1 児童福祉施設の状況

平成19年社会福祉施設等調査によると、主な児童福祉施設の施設数、児童福祉施設の主な職種別従事者数は表1、2の通りであった¹⁾。

表1 主な児童福祉施設の種類の別みた施設数・定員・在所児(者)数・従事者数

(平成19年10月1日現在)

	施設数	定員数(人)	在所児(者)数(人)	従事者数(人)
保育所	22 838	2 105 747	2 132 651	434 853
乳児院	121	3 727	3 190	3 831
児童養護施設	564	33 917	30 846	14 641
情緒障害児短期治療施設	31	1 484	1 151	805
児童自立支援施設	58	4 036	1 889	1 799
児童福祉施設(障害児関係) ¹⁾	854	43 247	37 307	33 841
母子生活支援施設 ²⁾	272	5 334	10 588	1 988
その他の施設 ³⁾	8 786	—	—	17 962
総数	33 524	2 197 492	2 217 622	509 719

注：平成19年社会福祉施設等調査

- 1) 児童福祉施設(障害児関係)とは、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設である。
- 2) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所児(者)数は世帯人員数であり、定員と在所児(者)数の総数に含まない。
- 3) その他の施設とは、助産施設、児童家庭支援センター、児童館、児童遊園であり、定員、在所児(者)数について調査を行っていない。助産施設、児童遊園は従事者数を調査していない。

表2 主な児童福祉施設の種類の別みた主な職種別常勤換算従事者数

(平成19年10月1日現在)

	施設長	生活指導・支援員等 ¹⁾	医師	保健師 助産師 看護師	保育士	児童生活 支援員	栄養士	調理員
保育所	22 162	—	1 597	4 760	320 420	—	6 758	47 344
乳児院	109	163	16	557	2 055	6	140	358
児童養護施設	548	5 066	48	47	4 633	101	531	2 044
情緒障害児短期治療施設	29	306	16	28	78	15	24	87
児童自立支援施設	58	799	9	27	3	329	41	171
児童福祉施設 (障害児関係) ²⁾	655	5 613	1 050	7 852	6 220	1 375	535	1 952
母子生活支援施設	254	143	23	1	202	367	0	63
その他の施設 ³⁾	2 672	775	7	13	1021	30	4	47
総数	26 486	12 864	2 767	13 285	334 629	2 223	8 034	52 067

注：平成19年社会福祉施設等調査

- 1) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活支援員、児童指導員、児童自立支援専門員が含まれる。
- 2) 児童福祉施設(障害児関係)とは、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設である。
- 3) その他の施設とは、児童家庭支援センター、児童館であり、助産施設、児童遊園を含まない。

(参考文献) 1) 厚生労働省 平成19年社会福祉施設等調査

参考資料2 平成21年度児童福祉関係行政管理栄養士・栄養士の配置状況

(1)平成21年度本庁児童福祉主管課の管理栄養士・栄養士配置状況

(平成21年7月1日現在)

県・市名		部局課(係)名	管理栄養士数	栄養士数
都道府県	石川県	健康福祉部少子化対策監室母子保健・食育グループ	1	
	長野県	社会部こども・家庭福祉課	1	
	大阪府	福祉部地域福祉推進室法人指導課指導・監査グループ	1	
	奈良県	福祉部こども家庭局こども家庭課総務保育係	1	
	広島県	健康福祉局総務管理部こども家庭課	1	
	徳島県	保健福祉部こども未来課保育振興担当	1	
	香川県	健康福祉部子育て支援課保育所グループ	1	
	長崎県	こども政策局こども未来課幼保連携班		1
	宮崎県	こども政策局こども家庭課家庭福祉担当	1	
	小計	9府県	8	1
	(平成20年度) 9府県	8	1	
指定都市	札幌市	子ども未来局子育て支援部保育指導課	4	
	仙台市	子供未来局子育て支援部保育指導課指導係	2	
	さいたま市	保健福祉局子ども未来部保育課公立保育係	4	
	千葉市	保健福祉局子ども家庭部保育課指導係	1	
	横浜市	こども青少年局子育て支援部保育運営課保育向上支援係	6 (4)	1
		こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課児童養護向上支援係	1	
		こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課	1	
	川崎市	市民・こども局こども本部こども支援部保育課	2	
	新潟市	健康福祉部保育課指導係	1	
	静岡市	保健福祉子ども局子ども青少年部保育課指導担当	4 (2)	
	浜松市	こども家庭部保育課	1	
	名古屋市	子ども青少年局子ども育成部子ども福祉課子ども福祉係	1	
		子ども青少年局子育て家庭部保育運営課保育支援係	5 (3)	4 (4)
	京都市	保健福祉局子育て支援部保育課	4 (1)	
	大阪市	こども青少年局子育て支援部保育指導担当	3	1
	堺市	子ども青少年局子育て支援部保育課指導係	2	
		保健福祉局障害福祉部障害福祉課管理係	2	
		保健福祉局子育て支援部母子養護係	1	
	神戸市	保健福祉局子育て支援部指導係	2	
		保健福祉局保育課	1 (1)	1
広島市	こども未来局保育課	1		
北九州市	子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課母子保健係	2		
福岡市	こども未来局子育て支援部保育所指導課	3 (2)		
小計	18市	54 (13)	7 (4)	
	(平成20年度) 17市	48 (10)	7 (6)	

(平成21年7月1日現在)

県・市名		部局課(係)名	管理栄養士数	栄養士数
中核市	旭川市	子育て支援部こども育成課保育係		1
		子育て支援部愛育センター管理係		1
	函館市	中央福祉事務所子ども未来室子育て支援課	1	
	秋田市	福祉保健部児童家庭課	1	
	郡山市	保健福祉部保育課保育所係	1	
	いわき市	保健福祉部児童家庭課保育係	1	
	宇都宮市	子ども部保育課事業支援グループ	1	1
	前橋市	福祉部保育課保育施設係	1	
	川越市	福祉部保育課保育担当		2
	船橋市	健康福祉局子育て支援部保育課保育班	1	
	柏市	児童家庭部保育課市立保育園給食担当	2	4 (1)
	横須賀市	こども育成部保育課	1	
	相模原市	子ども育成部保育課保育園管理班	3	
	富山市	福祉保健部こども福祉課	3	2
	金沢市	福祉健康局こども福祉課	2	
	長野市	保健福祉部保育家庭支援課施設管理担当	3 (1)	
	岐阜市	福祉部福祉事務所保育事業課	1	
	豊田市	子ども部保育課	2	
	豊橋市	福祉保健部保育課保育グループ	1	1
	岡崎市	こども部保育課保育指導班		1
	大津市	福祉子ども部保育課		1
	高槻市	子ども部子ども育成室保育課保育指導チーム	1	2
	東大阪市	健康福祉局福祉部こども家庭室保育課	3 (1)	
	姫路市	健康福祉局子育て支援室保育所運営担当	2	
	西宮市	健康福祉局こども部保育所事業グループ管理チーム	2	
	尼崎市	保育課	1	
	奈良市	保健福祉部保育課庶務係	1	
	和歌山市	健康福祉局社会福祉部保育所管理課指導育成班	1	1 (1)
	倉敷市	保健福祉局子ども未来部保育課	2	
	福山市	保健福祉局児童部保育課保健給食係	4	
	下関市	福祉部こども課保育係	1	
	高松市	健康福祉部保育課指導育成係	*2	2 (1)
	松山市	保健福祉部保育課保育所支援担当	1	1
	高知市	健康福祉部保育課	2	
	久留米市	子育て支援部児童保育課	2	
	長崎市	こども部幼児課保育係	1	
	熊本市	子ども未来局子ども支援部保育幼稚園課指導係	1	1 (1)
	大分市	福祉保健部福祉事務所子育て支援課保育係	1	
	宮崎市	福祉部子ども課保育係	1	
鹿児島市	健康福祉局子育て支援部子育て支援推進課保育係	1		
	小計	39市	55 (2)	21 (4)
		(平成20年度) 38市	60 (3)	15 (3)
総計		9府県57市	117 (15)	29 (8)
		(平成20年度) 9府県55市	116 (13)	23 (9)

()内数値は嘱託・非常勤再掲
*1名育休中

(2)平成21年度児童福祉関係の市町村栄養士配置状況

(平成21年7月1日現在)

都道府県名	市町村数	栄養士配置 市町村数	配置率 (%)	専任数 ¹⁾			兼任数 ²⁾			その他の数 ³⁾			全体数 ⁴⁾		
				管理栄養士	栄養士	計	管理栄養士	栄養士	計	管理栄養士	栄養士	計	管理栄養士	栄養士	計
北海道	177	116	65.5	39	34	73	15	13	28	18	13	31	72	60	132
青森県	39	10	25.6	1	8	9	0	1	1	0	0	0	1	9	10
岩手県	34	19	55.9	9	9	18	4	7	11	0	3	3	13	19	32
宮城県	35	32	91.4	13	16	29	4	7	11	5	1	6	22	24	46
秋田県	24	9	37.5	0	5	5	1	4	5	1	2	3	2	11	13
山形県	35	25	71.4	5	3	8	5	6	11	3	5	8	13	14	27
福島県	57	33	57.9	4	13	17	6	10	16	1	3	4	11	26	37
茨城県	44	19	43.2	5	8	13	1	5	6	4	1	5	10	14	24
栃木県	29	20	69.0	8	4	12	1	0	1	4	8	12	13	12	25
群馬県	35	21	60.0	4	7	11	6	3	9	0	4	4	10	14	24
埼玉県	68	40	58.8	16	14	30	2	5	7	3	0	3	21	19	40
千葉県	53	28	52.8	17	17	34	3	1	4	2	0	2	22	18	40
東京都	62	41	66.1	65	66	131	2	0	2	3	1	4	70	67	137
神奈川県	29	21	72.4	14	7	21	3	1	4	3	1	4	20	9	29
新潟県	30	27	90.0	15	11	26	5	7	12	2	0	2	22	18	40
富山県	14	14	100.0	4	8	12	0	1	1	4	1	5	8	10	18
石川県	18	14	77.8	9	7	16	0	1	1	3	0	3	12	8	20
福井県	17	12	70.6	4	9	13	2	0	2	3	2	5	9	11	20
山梨県	28	16	57.1	0	16	16	0	1	1	6	2	8	6	19	25
長野県	79	70	88.6	31	39	70	11	13	24	8	9	17	50	61	111
岐阜県	41	24	58.5	8	10	18	1	1	2	6	2	8	15	13	28
静岡県	35	24	68.6	7	13	20	0	2	2	1	1	2	8	16	24
愛知県	57	49	86.0	27	15	42	4	0	4	7	10	17	38	25	63
三重県	29	27	93.1	8	13	21	4	4	8	1	4	5	13	21	34
滋賀県	25	16	64.0	8	7	15	2	0	2	2	0	2	12	7	19
京都府	25	17	68.0	5	8	13	3	2	5	2	0	2	10	10	20
大阪府	39	34	87.2	21	14	35	6	2	8	9	2	11	36	18	54
兵庫県	37	13	35.1	4	4	8	2	0	2	4	1	5	10	5	15
奈良県	38	19	50.0	12	4	16	1	1	2	2	1	3	15	6	21
和歌山県	29	13	44.8	2	7	9	3	4	7	1	0	1	6	11	17
鳥取県	19	13	68.4	5	3	8	4	3	7	1	2	3	10	8	18
島根県	21	12	57.1	3	5	8	4	1	5	1	1	2	8	7	15
岡山県	25	18	72.0	5	7	12	9	6	15	4	10	14	18	23	41
広島県	21	13	61.9	7	8	15	0	1	1	2	1	3	9	10	19
山口県	19	11	57.9	6	10	16	1	1	2	0	0	0	7	11	18
徳島県	24	10	41.7	4	0	4	3	2	5	1	0	1	8	2	10
香川県	16	11	68.8	4	1	5	4	1	5	2	0	2	10	2	12
愛媛県	19	13	68.4	5	4	9	5	3	8	3	0	3	13	7	20
高知県	33	15	45.5	3	4	7	2	2	4	4	1	5	9	7	16
福岡県	63	16	25.4	7	14	21	3	1	4	3	0	3	13	15	28
佐賀県	20	9	45.0	4	4	8	0	1	1	1	0	1	5	5	10
長崎県	22	2	9.1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	2
熊本県	46	18	39.1	4	5	9	5	6	11	0	1	1	9	12	21
大分県	17	2	11.8	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	2	2
宮崎県	27	20	74.1	4	3	7	1	2	3	14	6	20	19	11	30
鹿児島県	44	12	27.3	0	5	5	2	2	4	2	1	3	4	8	12
沖縄県	41	32	78.0	11	11	22	3	5	8	2	1	3	16	17	33
計	1739	1050	60.4	438	481	919	143	141	284	148	101	249	729	723	1452
(平成20年)	1754	1062	60.5	470	589	1059	130	116	235	145	115	260	745	820	1554

政令市除く。東京都は特別区含む。

1)「専任」とは、児童福祉担当主管課に配置され、兼務がない場合。

2)「兼任」とは、児童福祉担当主管課に配置され、他の部署の業務を兼務している場合。

3)「その他」とは、児童福祉担当課以外に配置され、児童福祉施設の給食業務を兼務している場合(施設配置の場合は含まない)。

4)上記1)から3)の合計。